

四日市市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 2 9 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 8 7 号

四日市市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和 5 8 年四日市市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
	<u>（休業補償の適用除外）</u> <u>第 1 6 条 休業補償のうち、次に掲げる場合には、その補償を行わないものとする。</u> <u>（1）懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和 2 3 年法律第 1 6 8 号）第 5 6 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和 2 7 年法律第 2 8 6 号）第 2 条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</u> <u>（2）少年法第 2 4 条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第 6 4 条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容さ</u>

(補則) <u>第 1 6 条</u> (略)	<u>れている場合又は同法第 6 6 条の規定による決定により少年院に収容されている場合</u> (補則) <u>第 1 7 条</u> (略)
---------------------------------------	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。